

「もしも」のときにお役に立ちます

令和
7年度

交通災害共済

南木曾町では全住民の方が公費で加入しています!!

交通事故による共済見舞金の請求は入院でも通院でも**2日**から対象となります



自転車、電動カートでの事故も**2日**から対象です



150円
の掛金で

死亡見舞金
200万円
又は
100万円

入院 1日

2,000円

通院 1日

1,000円

0歳児から中学生のお子さんは

50円
の掛金で

障害者見舞金

1・2級

80万円

3級

60万円

基礎見舞金
状況により

25,000円

15,000円

交通災害共済とは…

交通事故にあわれた方を救済することを目的とした制度です。

交通事故は、いつあなたやご家族の身にふりかかってくるかわかりません。

「もしも」のときに役に立つのが「交通災害共済」です。

南木曾町では、令和6年度から全住民の方の掛金(年額1人150円・中学生以下は50円)を町で全額負担し、加入しています。加入手続きはすべて町で行います。転入してきた場合は転入した日の翌月から、お子さんが生まれた場合は生まれた日の翌月から加入となります。

令和6年度状況 (R7.1.31現在)

加入者数	76,819人	
掛金収入額	10,708,775円	
共済見舞金の支払額		
死亡 2件	障害 0件	傷害 51件
合計53件	7,325,000円	

中信地域町村交通災害共済事務組合構成町村

木曾郡	上松町・南木曾町・木曾町・木祖村 王滝村・大桑村
東筑摩郡	麻績村・筑北村・生坂村・山形村 朝日村
北安曇郡	池田町・松川村・白馬村・小谷村

共済期間

令和7年5月1日から令和8年4月30日までです。

共済見舞金の支払われる事故

共済期間中に日本国内の道路上において運行中の自動車・バイク・トラクター・自転車・電動カート・電車等に乗っていて衝突、転落などによる事故、歩行中これらの車によって事故にあい、その事故で死亡、けが、障害になられたとき下記の見舞金が支払われます。また、身体障害者の方で歩行困難のため、車いす(電動を含む)を使用中に道路上で転倒などした場合も対象となります。

なお、自殺、故意、飲酒運転、無免許運転等をした場合および航空機、船舶、天災等による事故は見舞金の支払ができません。また、電動カートは、高齢者の皆様や身体の不自由な方のための乗り物ですので、明らかに対象外となる方の事故は見舞金のお支払ができません。



交通事故が発生したら

交通事故にあった場合、できるだけ早く役場の交通災害共済担当者へ事故の報告をし、共済見舞金請求の相談をしてください。

共済見舞金 (入院でも通院でも2日かかれば、1日目から支払われます)

区分 共済見舞金	自動車安全運転センターの 事故証明書がある場合(※1)	町村長による証明書の 場合
死亡見舞金	2,000,000円	1,000,000円
傷害見舞金 (※2)	入院1日につき 2,000円 通院1日につき 1,000円 上記に下記基礎見舞金を加算	入院1日につき 2,000円 通院1日につき 1,000円 上記に下記基礎見舞金を加算
	診断書正本 25,000円 " 写し 20,000円	診断書正本 20,000円 " 写し 15,000円
傷害見舞金 最高額	診断書正本 200,000円 " 写し 195,000円	診断書正本 50,000円 " 写し 45,000円
障害者	1・2級 800,000円(植物症を含む) 〔傷害見舞金とは別に支払われます〕	3級 600,000円

(※1) 身体障害者用車いすに乗車中の事故で町村長による証明書の
場合を含みます。

(身障者ステッカーのある電動カートについても同様です。)

(※2) 診断書正本および写しについての基礎見舞金は、1事故についてどちらか1通分、1回限りとします。
また、同じ日に2回以上の診療があっても1日とみなします。

共済見舞金の請求

交通事故にあった日から**2年以内**に役場の交通災害共済担当者に請求の手続きをしてください。

請求に必要な書類等

- ・印鑑
- ・共済見舞金請求書(役場にあり)
- ・自動車安全運転センター発行の交通事故証明書
※交通事故証明書がとれない場合は町村長による証明書
- ・医師又は整復師の診断書(役場にあり)
※他の様式による診断書でもかまいませんが、入通院日のわかるものに限ります。
- ・管理者の指定する書類(同意書など)
- ・共済見舞金受取人名義の口座のわかるもの

役場交通災害共済担当者までお気軽にどうぞ。

南木曾町役場 総務課 電話0264-57-2001

中信地域町村交通災害共済事務組合

北安曇郡池田町大字池田3203-6 電話0261-62-6318

交通災害共済の
ご相談は